

第6回

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 会議資料



日時：平成20年8月8日（金） 午後1時30分～

場所：小林市役所4階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 小委員会の運営について
公開・非公開について
- 5 協議事項について
 - (1) 高原町・野尻町域の地域自治組織について
 - (2) 新市基本計画（第4章～第8章）について
 - (3) 次回の検討事項について
- 6 その他
確認事項について
 - 第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
 - 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
 - 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
- 7 閉 会

協議事項（１） 高原町・野尻町域の地域自治組織について

旧須木村域	高原町・野尻町域									
<p>1. 地域自治区の設置 ●市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併前の須木村の区域をその区域とする「地域自治区」を設置するものとする。</p>	<p>1. 地域自治区の設置 ●市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。</p>									
<p>2. 地域自治区の所管区域と名称 ●地域自治区の所管する区域は、合併前の須木村の区域とする。 ●地域自治区の名称は「須木」とする。</p>	<p>2. 地域自治区の名称 ●地域自治区の名称は、それぞれ、高原町、野尻町とする。</p> <p>地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域 ●地域自治区の手続所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小林市高原町大字西麓899番地</td> <td>小林市高原庁舎</td> <td>合併前の高原町の区域</td> </tr> <tr> <td>小林市野尻町大字東麓1183番地2</td> <td>小林市野尻庁舎</td> <td>合併前の野尻町の区域</td> </tr> </tbody> </table>	位置	名称	所管区域	小林市高原町大字西麓899番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域	小林市野尻町大字東麓1183番地2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域
位置	名称	所管区域								
小林市高原町大字西麓899番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域								
小林市野尻町大字東麓1183番地2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域								
<p>3. 地域自治区の設置期間 ●地域自治区の設置期間は、合併の日から10年以内とする。</p>	<p>3. 地域自治区の設置期間 ●地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 ただし、一定期間を経過した後、評価し、<u>市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項又は地方自治法第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。</u></p>									
<p>4. 地域自治区の手続所の処理する事務 ●須木区の手続所が所掌する事務は、総合支所業務全般と、地域協議会の庶務及び運営に関する事務とする。</p>	<p>4. 地域自治区の手続所の所掌事務 地域自治区の手続所が所掌する事務は、次のとおりとする。 ①総合支所の手続に関すること。 ②地域協議会の庶務及び運営に関すること。</p>									
<p>5. 地域自治区の区長の選任 1) 地域自治区の手続所の長に代えて、副市長相当職の区長を置く。 2) 区長の選任にあたっては、市長は地域協議会等の意見を求め、地域の意見を尊重して選任するものとする。</p>	<p>5. 地域自治区の区長の選任</p>									
<p>6. 区長の設置期間 ●区長の設置期間は、合併の日から10年以内とする。</p>	<p>6. 区長の設置期間</p>									
<p>7. 区長の任期 ●区長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>7. 区長の任期</p>									
<p>8. 区長の権限 ●区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限る。区長は須木庁舎における事務を総括する。</p>	<p>8. 区長の権限</p>									
<p>9. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期 ●協議会の委員の定数は10人以内とする。 1) 委員の選任 地域自治区に協議会を設置し、その委員は次に掲げる者の中から市長が選任する。 ①須木区の区域内の公共的団体等が推薦する者 4人以内 ②学識経験を有する者 4人以内 ③公募による者 2人以内とする。 2) 地域協議会の委員の任期等 ①委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 ②欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>9. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期 ●地域協議会は、委員15人以内で組織する。 ●委員の選任 地域協議会の委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有するもので、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。 ①当該地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者 ②学識経験を有する者 ③公募による者 ●地域協議会の委員の任期等 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>									

<p>10. 地域協議会の会長及び副会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会に、協議会委員の互選により会長及び副会長をそれぞれ1人置く。 ●会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。 ●副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 ●会長、副会長の任期は、委員の任期とする。 	<p>10. 地域協議会の会長及び副会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会に、会長及び副会長を各1人置く。会長及び副会長は、委員の互選により選任する。 ●会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。 ●副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 ●会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
<p>11. 地域協議会の委員の報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委員の報酬は、日額報酬とする。 ●委員の費用を弁償する。ただし、会議に伴う費用弁償は支給しない。 	<p>11. 地域協議会の委員の報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。
<p>12. 地域協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会議は、会長が招集する。 ●定例の会議の開催回数は、年次計画に沿って月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。 ●会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。 ●会議の議長は、会長が務めるものとする。 ●会議の議事は、出席委員の2分の1をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 	<p>12. 地域協議会の会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会の会議は、会長が招集する。 ●定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。 ●会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 ●会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。 ●会議の議長は、会長が務めるものとする。 ●会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ●会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。 ●会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。
<p>13. 地域協議会の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を述べることができる。 ①地域自治区の事務所が所掌する事項 ②市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ●市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。 ①新市まちづくり計画に関する事項 ②総合計画に関する事項 ③前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 	<p>13. 地域協議会の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を具申することができる。 ①地域自治区の事務所が所掌する事項 ②市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化（協働）に関する事項 ●市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。 ①新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項 ②基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項 ③各種地域計画の策定及び変更に関する事項 ④予算編成に関する重要事項 ⑤公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項 ⑥前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
<p>14. 須木庁舎における予算要求・執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ●予算要求は、須木庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求する。須木庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、区長の決裁を得ることとする。 ●区長は予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、須木区内の調整の必要性を勘案しながら、須木庁舎に係る予算要求を総括する。 ●須木庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、区長・須木庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。 (ただし、本庁での一括執行予算は除く。) 	<p>14. 高原庁舎、野尻庁舎における予算要求・執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>予算要求は、高原庁舎、野尻庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求する。高原庁舎、野尻庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、事務所長（区長）の決裁を得ることとする。</u> ●<u>事務所長（区長）は予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、高原町区、野尻町区内の調整の必要性を勘案しながら、高原庁舎、野尻庁舎に係る予算要求を総括する。</u> ●<u>高原庁舎、野尻庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、事務所長（区長）、高原庁舎・野尻庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。（ただし、本庁での一括執行予算は除く。）</u>

■協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方

新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。

■地域自治区(特例)設置期間終了後の地域自治組織のあり方

地域自治区(特例)設置期間中、一定の期間を経過した後、地方自治法第202条の4に規定する地域自治区(一般)の設置の是非について、再度検討する。

(資料2ページ・3. 地域自治区の設置期間のただし書きの修正により規定する。)

■合併協定項目第11号「地域自治区等の取扱い」小委員会調整方針

(1) 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書(案)」によるものとする。

(2) 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。

●地域自治区(特例)設置に伴う住所の表示について ○○(町)=自治区名、大字△△=字名

参考資料

	合併前(現在～合併日)	合併後(設置期間:合併日～H28. 3. 31)	合併後(設置期間終了後:H28. 4. 1～)
小林市	[小林地区] 小林市大字細野●●番地 小林市大字堤●●番地 小林市大字水流迫●●番地 小林市大字真方●●番地 小林市大字東方●●番地 小林市大字北西方●●番地 小林市大字南西方●●番地 小林市本町●●番地 [須木地区] 小林市須木大字下田●●番地 小林市須木大字中原●●番地 小林市須木大字内山●●番地 小林市須木大字奈佐木●●番地 小林市須木大字鳥田町●●番地	[小林地区] 小林市大字細野●●番地 小林市大字堤●●番地 小林市大字水流迫●●番地 小林市大字真方●●番地 小林市大字東方●●番地 小林市大字北西方●●番地 小林市大字南西方●●番地 小林市本町●●番地 [須木地区] 小林市須木大字下田●●番地 小林市須木大字中原●●番地 小林市須木大字内山●●番地 小林市須木大字奈佐木●●番地 小林市須木大字鳥田町●●番地	[小林地区] 小林市大字細野●●番地 小林市大字堤●●番地 小林市大字水流迫●●番地 小林市大字真方●●番地 小林市大字東方●●番地 小林市大字北西方●●番地 小林市大字南西方●●番地 小林市本町●●番地 [須木地区] 小林市大字下田●●番地 小林市大字中原●●番地 小林市大字内山●●番地 小林市大字奈佐木●●番地 小林市大字鳥田町●●番地
高原町	高原町大字西麓●●番地 高原町大字蒲牟田●●番地 高原町大字広原●●番地 高原町大字後川内●●番地	小林市高原町大字西麓●●番地 小林市高原町大字蒲牟田●●番地 小林市高原町大字広原●●番地 小林市高原町大字後川内●●番地	小林市大字西麓●●番地 小林市大字蒲牟田●●番地 小林市大字広原●●番地 小林市大字後川内●●番地
野尻町	野尻町大字紙屋●●番地 野尻町大字三ヶ野山●●番地 野尻町大字東麓●●番地	小林市野尻町大字紙屋●●番地 小林市野尻町大字三ヶ野山●●番地 小林市野尻町大字東麓●●番地	小林市大字紙屋●●番地 小林市大字三ヶ野山●●番地 小林市大字東麓●●番地

【留意事項】

※自治区名の住所表示は、合併新法に基づく特例としての経過措置であり、(特例)設置期間終了後は、住所に自治区名を冠することはできない。

※(特例)設置期間終了後、地方自治法に基づく地域自治区(一般)を設置した場合、引き続き住所に自治区名を冠することになる。

この場合、高原町、野尻町だけでなく、現在の小林市を含む新市の全地域に地域自治区を設置しなければならない。

※(特例)設置期間終了前に、字名の変更について市議会での議決、県への届出・告示を行い、字名として自治区名を残すことは可能である。

例：小林市高原町大字西麓●●番地→小林市大字高原町西麓●●番地 小林市野尻町大字紙屋●●番地→小林市大字野尻町紙屋●●番地

自治区名 字名

字名

自治区名 字名

字名

※この場合、住所変更による自治区の住民の混乱を避けるため、合併時に「大字」の2文字を削除し、(特例)設置期間終了前に現在の字名の前に自治区名を残した新しい字名として変更し、事実上の住所の表示に変更がないようにすることも、一つの方策としては考えられる。

例：小林市高原町西麓●●番地→小林市高原町西麓●●番地 小林市野尻町紙屋●●番地→小林市野尻町紙屋●●番地

自治区名 字名

字名

自治区名 字名

字名

協議事項（２） 新市基本計画（第４章～第８章）について

別冊資料のとおり

協議事項（３） 次回の検討事項について

- ・ 地域自治区の設置に関する協議書(案)の提案・協議・確認
- ・ 新市基本計画（第９章）提案・協議・確認

確認事項

- 第７回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
日 時：平成２０年８月２８日（木） 午前９時３０分～
場 所：小林市役所４階大会議室
- 第８回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
日 時：平成２０年８月２８日（木） 午前９時３０分～
場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室
- 第９回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
日 時：平成２０年９月１８日（木） 午後６時～
場 所：小林市役所４階大会議室